

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおり

2 促進計画の目標

1. 見附市全地域（旧見附町、旧上北谷村、旧北谷村を除く）

(1) 現況

本地域は、営農を通じた国土の保全、水田貯留機能の向上等によって地域の防災・減災に寄与するなど、多面的機能が発揮されている。一方、農業者の高齢化や後継者不在等により農家数が減少しており、農地の受皿となる担い手農家の育成が重要な課題となっている。このため、担い手農家等への集積に伴い、農用地、水路、農道等の保全管理に係る担い手農家等への負担が増加することから、集落一体となった共同活動の推進により負担の軽減を図る必要がある。

また、更なる多面的機能の発揮に向けては、保全管理のための共同活動のほか、自然環境の保全に資する農業の生産方式の普及・定着を図る必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者のほか、地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業の実施を推進することにより、多面的機能の発揮を促進することとする。

2. 旧見附町地域、旧上北谷村地域、旧北谷村

(1) 現況

本地域は、見附市の東側に位置し、営農を通じた国土の保全が図られている一方で、特に農業者の高齢化や後継者不在等により農家数の減少が著しい地域であり、農地の受皿となる担い手農家の育成が深刻な課題となっている。このため、担い手農家等への集積に伴い、農用地、水路、農道等の保全管理に係る担い手農家等への負担が増加することから、集落一体となった共同活動の推進により負担の軽減を図る必要がある。

また、更なる多面的機能の発揮に向けては、保全管理のための共同活動のほか、自然環境の保全に資する農業の生産方式の普及・定着を図る必要があり、併せて、本地域は特定農山村地域や指定棚田地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者のほか、地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業の実施を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	見附市全地域 (旧見附町、旧上北谷村、旧北谷村を除く)	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧見附町、旧上北谷村、旧北谷村	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他の促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(1)の対象地域のうち(2)の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計が1ha以上であるときは、対象とする。また、連坦している農用地であっても傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合には、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。

ただし、交付金の対象となる農用地については、田のみとし、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(1) 対象地域

(特定農山村法の指定地域) 旧見附町、旧上北谷村

(棚田地域振興法の指定棚田地域) 旧北谷村

(2) 対象農用地

ア 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

エ 棚田地域振興法に基づき申請した指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る急傾斜農用地

オ 市長の判断によるもの

(ア) 緩傾斜農用地

すべての緩傾斜農用地を対象とする。

ただし、棚田地域振興法の指定棚田地域については、(2)エの急傾斜農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地を対象とする。

カ 新潟県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

2. 集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

3. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、見附市水田農業ビジョンの担い手リストに掲載されている者などとする。

4. その他必要な事項

特になし